

2024 年度第 4 回自己点検・評価委員会 議事抄録

日 時：2025 年 3 月 28 日（金）15:30～16:50

場 所：神楽坂校舎 9 号館 7 階第 2 会議室における対面 及び Zoom によるオンラインの併用

出席者：倉渕委員長、関川委員、長嶋委員、宮崎委員、植田委員、加藤創域理工学部副学部長（堂協委員代理）、田村委員、井出野経営学科主任（椿委員代理）、北村委員、市村委員、井手本委員、向後委員、坂田委員、坂口委員

欠席者：兵庫委員、樋上委員、堂協委員、椿委員

事務局：市川学務部長、青山学務部次長（大学評価・IR 室長）、増田大学評価・IR 室係長、鎌田大学評価・IR 室員

[前回議事抄録確認]

倉渕委員長及び事務局から、2024 年度第 3 回本委員会の議事抄録について説明があり、原案どおり承認した。引き続き、事務局から前回議案のうち報告事項 1「第 3 期機関別認証評価結果に係る公益財団法人大学基準協会の改善報告書検討結果（委員会案）について」に関して、3 月 19 日付けで同協会から最終的な「改善報告書検討結果」を受領したことから、すでに同協会ホームページにおいて他大学も含めて結果が公表されており本学ホームページでも公表を開始したことの報告があった。

[報告事項]

1. 2025 年度自己点検・評価の実施依頼及び同基本方針について

倉渕委員長から資料 1 に基づき、大学質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）から 2025 年度の自己点検・評価の実施について依頼があったことの報告があり、事務局から、「2025 年度自己点検・評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づいて本委員会で「2025 年度自己点検・評価の実施方針」（以下「実施方針」という。）を策定すること、推進委員会宛てに策定結果を報告するよう依頼があったことの説明があった。なお、2025 年度基本方針の重要な変更点や留意事項等は次のとおり。

- ・「根拠資料、データ等に基づいて検証し、有効性や達成度を把握」すること、検証によって得られる「課題・長所の把握と改善・伸長方策の検討」にまで踏み込むこと、本学の教育活動の発展に寄与するため「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視と実質性」を実現する方針とすること、大学の諸活動が学生の学修活動や成果、大学の提供する教育に寄与しているかの「有効性や達成度に着目」した点検・評価活動とすること等を全体的な活動方針とすること。
- ・自己点検・評価に係る基準等は、第 4 期機関別認証評価に対応するため、大学基準協会が設定・公表した第 4 期機関別認証評価に係る大学基準に基づくこと、その中でも基準 2：内部質保証は本学の自己点検・評価における最重要項目とし、基準 2 以外の各基準の点検・評価

の実施にあたっては内部質保証の概念を取り入れること。

- ・学生等の意見を取り入れた自己点検・評価活動について、2024年度は試行的に学部において学生から直接的な意見聴取を行い点検・評価及び改善活動の一助としたところ、2025年度以降は恒常的に実施することとし、2025年度の実施にあたっては「資料1 参考」の考え方に基づくこと。
 - ・学外者の意見を取り入れた自己点検・評価活動について、2025年度から実施し、そこで得られた本学の長所や課題も報告書に盛り込むこととする。
 - ・次に掲げる改善事項等も、2025年度点検・評価活動の対象とすること。
 - 2024年度自己点検・評価の結果に基づく改善事項（2023年度以前からの継続を含む）
 - 関係部局においては、大学基準協会から受領した「第3期機関別認証評価改善報告書検討結果」において改善課題と指摘された基準5（定員管理）に対する改善活動及び結果
 - 経営学研究科技術経営専攻においては、経営系専門職大学院認証評価結果において指摘があり、その後、大学基準協会に提出した改善計画に示した事項
 - 薬学部においては、一般社団法人薬学教育評価機構の第三者評価結果において助言及び改善すべき点として提言を得た事項に対する改善活動・結果
- これらの説明を踏まえて、引き続き質疑応答を行った。

2. 2025年4月以降の本委員会構成員について

倉淵委員長から資料2に基づき、2025年4月1日付けで本委員会委員の構成に変更が生じることの報告があり、事務局から詳細の説明があった。

3. 2025年度自己点検・評価委員会実施スケジュールについて

倉淵委員長から資料3に基づき、2025年度の本委員会の開催計画について報告があり、事務局から詳細の説明があった。

4. その他

特になし。

[審議事項]

1. 2025年度自己点検・評価の実施方針及び実施方針細目について

倉淵委員長から資料4に基づき、2025年度の実施方針及び実施方針細目について審議することの説明があり、引き続き、事務局から「2025年度基本方針」に基づき策定した「2025年度実施方針」の原案について、次のとおり重要な変更点や留意事項等に関する説明があった。

- ・2025年度は、2027年度の評価受審のため2026年度に作成する報告書の「プレ作成年度」と位置付けており、提出期限を2回設定し、1回目に提出を受けたものについて大学評価・IR室からブラッシュアップのためのフィードバックを行う予定であること。ただし、教職教育センターは独自の基準（教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組

織に関するガイドライン) に則って実施するため 2 回目提出期限までに提出すればよいほか、経営学研究科技術経営専攻は 2026 年度に経営系専門職大学院認証評価を受審することに向け受審用の自己点検・評価報告書を作成することから、当該報告書をもって 2025 年度の活動報告とすることができること。

- ・自己点検・評価の客観性、妥当性を高め、点検・評価の改善活動の一助とするために、各部署において学生からの直接的な意見聴取を実施するとともに、学外者からの意見聴取を試行実施すること。
- ・全部局において、キーワードとして「根拠資料、データ等に基づいて検証し、有効性や達成度を把握」すること、検証によって得られる「課題・長所の把握と改善・伸長方策の検討」にまで踏み込むこと、本学の教育活動の発展に寄与するため「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視と実質性」を実現する方針とすること。これを実現するため、次のような活動を行うこと。
 - 学生に身につけさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備(学位プログラムの体系化)、実施、達成度・成果・能力の獲得状況等の把握、そしてそれらの検証と改善・向上という一連の流れをもって点検・評価すること。
 - 教育活動以外の学生支援活動や教育研究環境、定員管理、教員組織及び管理運営等大学で行う諸活動についても、それらが大学の提供する教育、学生の学修活動や成果に寄与しているかの有効性や達成度に着目して点検・評価活動を行うこと。
 - 基準 4 において、卒業認定・学位授与の方針に示す能力に対する学修成果の把握と検証・改善、卒業の認定(学位授与)に至る評価方法について、重視して問われているため、各部署において、適切な方法で学修成果の把握と検証・改善、卒業・学位授与の認定を行うこと。
 - 「基準 2：内部質保証」は、引き続き自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準 2 以外の基準(特に基準 4)についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこと。
 - 学生からの直接的な意見聴取(在学生との意見交換)の結果を受けた検証・改善の内容は、自己点検・評価報告書の関係する基準、評価項目において記載すること。
 - 学外者の意見を取り入れた自己点検・評価活動は、実施報告書の提出は求めないが、基準 2. 内部質保証 項目①において実施内容と得られた長所や課題、今後の対応等について記述すること。
 - 大学基準協会が示す“評価の視点”に、国際性の部分で本学独自の視点を加えること。
 - 2024 年度自己点検・評価の結果(2023 年度以前からの継続を含む)、改善が必要と判断した施策等の改善活動に対応すること。
 - 各部署における独自の施策による特色のある取り組み、学部学科再編等による教育研究環境の変化等を考慮して実施すること。
- ・各部署は、学科・専攻、センター等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して自己点検・評価を行うこと。
- ・各施策等の適切性を評価するにあたり、評価の視点等を踏まえて改善する必要のあることが

明らかである場合に改善事項として取り上げることとし、非常に微細な事項や無理に改善課題を取り上げる必要はないこと。

- ・「細目」には、「基準」「点検・評価項目」「評価の視点」ごとに担当部局を割振っており、基本的にはこれにより実施してもらいたい、長所や課題がある場合は担当箇所以外でも記載してもらいたいこと。

これらの説明を踏まえて、引き続き質疑応答を行いそれらの意見を踏ま審議した結果、原案どおり承認し、2025年4月に各部局宛てに依頼を行うこととした。

2. その他

特になし。

以 上